平成２２年（フ）第１０６７２号
神奈川県横浜市神奈川区新子安１丁目20―３―306
破産者　渡部　美幸
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６８６号
東京都大田区羽田５丁目24―13
破産者　礒邉　智代
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７２８号
東京都練馬区氷川台３丁目17―９　ポーム・ヴィレＡ―402
破産者　河野　聡子（旧姓座喜味）
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７２９号
東京都大田区本羽田２丁目８－５―303
破産者　早坂　博道
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７６０号
東京都練馬区高松１丁目６－５
破産者　肥後　昌一
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７７２号
東京都東大和市南街５丁目89―３―205
破産者　川崎　隆雄
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７７５号
東京都板橋区赤塚３丁目39―１―Ⅱ103
破産者　須田裕美子
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３号
栃木県佐野市植野町2047番地
破産者　両毛産業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２１８４９号
神奈川県横浜市港北区新羽町2626番地―１
破産者　康和運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５７３号
東京都江戸川区南小岩７丁目39番14号
破産者　永興繊維工業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５７４号
宮城県大崎市古川字青塚96番地
破産者　有限会社永興繊維古川工場
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５７７号
千葉県松戸市高塚新田144―８
破産者　増永　　薫
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６３１号
東京都港区新橋４丁目31番３号
破産者　株式会社クロスワード
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６３２号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡３―37―16―306、住民票上の住所神奈川県横浜市港北区新吉田東１丁目22―12―301
破産者　寺尾　　淳
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５５号
千葉県千葉市稲毛区作草部１丁目27番４号
破産者　株式会社木村工務店
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５２号
東京都杉並区和田１丁目34番１号
破産者　共立鋼業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５５号
東京都杉並区和田１丁目34－１
破産者　太田　道則
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１３号
埼玉県さいたま市桜区田島10丁目５番10号804
破産者　株式会社アドバンストコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３１号
東京都中央区晴海２丁目５番24号
破産者　チューガイカーズ株式会社
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３３号
東京都目黒区自由が丘３丁目15―13　エクセレンス315―103、開始決定時の住所東京都世田谷区瀬田２丁目14―１　テラッセ瀬田Ｄ
破産者　大河内　猛
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２７８号
東京都立川市若葉町４丁目25―１―44―306、開始決定時の住所東京都練馬区東大泉１丁目26―２―202
破産者　西本　徹彦
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６１８号
東京都江戸川区南小岩５丁目17番５号
破産者　有限会社邦稜
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部